

# 大館市いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

## ○基本方針策定の趣旨

大館市では、「ふるさとキャリア教育」の理念を全教育活動に広げながら、児童生徒の生涯を支える真の「学力=生きる力」を育成することを目指しており、本市教育の質的向上を図る上からも、いじめ根絶に向けた取組を一層充実させることは、重要な意味をもつ。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

本市では、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、全ての児童生徒が安心して生活をし、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために基本方針を定める。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1)いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全て児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることができないようにするために、いじめは決して許されない行為であることを児童生徒が十分理解した上で、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが必要である。

また、いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童生徒との信頼関係に基づいてそれぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

### (2)いじめの防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、教職員と保護者等の学校関係者、関係機関等が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、児童生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努めなければならない。

### (3)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることが求められる。いじめは、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ、周囲の大人が些細な兆候にも、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めることが大切である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童生徒及び保護者に周知するなど児童生徒等がいじめを訴え、または通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めるものとする。

#### (4)いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して、適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的に対処する必要がある。

実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校はいじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

#### (5)学校、家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、児童生徒たちが大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

また、警察や他機関等との適切な連携を図るために、「学校と警察の連絡協議会」、「いじめ不登校対策推進委員会」、「大館市生徒指導協議会」の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素からの情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関、県の相談施設等の専門機関との連携を図るほか、「少年相談センター」、「おおとり教室」、「福祉事務所」等、学校以外の相談窓口についても、児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

## 2 いじめ防止等の具体的な取組

### (1)大館市としての取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きしていくことができる開かれた心を育成するために、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進することができるよう、施策等の充実を図る。
- ② 「大館市学校教育指導の重点」にいじめ問題への対応について明確に示すなど、市内全ての学校において、いじめ防止等のための取組が推進されるよう配慮する。
- ③ 大館市生徒指導協議会の一層の充実により、学校間・校種間、学校と関係機関の連携強化を図る。
- ④ 児童生徒が主体的に行ういじめ防止に資する活動への支援や児童生徒、保護者、教職員等の意識啓発について、必要な措置を講ずる。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止するための研修を実施する。

- ⑥ いじめ問題等に関する課題解決に資するため、教職員や学識経験者、スクールカウンセラー、家庭相談員等、を委員とする「いじめ不登校対策推進委員会」を活用する。
- ⑦ 「いじめ不登校対策推進委員会」との連携の下、いじめの早期発見及び実態把握のための定期的な調査等を実施する。
- ⑧ 児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するために必要な措置を講ずる。
- ⑨ 「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第23条第2項の規定による報告を受けた場合に、必要に応じて学校に対しての支援もしくは必要な措置についての指示または調査を行う。
- ⑩ 各学校において行われる学校評価や教員評価において、いじめ防止等に関する取組の評価が、その有無や多寡についてのみ行われるのでなく、日頃から組織的な取組や発生した問題への対応の適切さなどが、適正に評価されるよう必要な措置を講ずる。

## (2) 学校の設置者としての取組

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
- ② 児童生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、全ての児童生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。
- ③ 学校は、国が定める「いじめの防止等のための基本方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、「大館市いじめ防止等のための基本方針」を参照し、各校の実情に応じて、いじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ④ 学校において定めた基本的な方針については、各学校の全体計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。
- ⑤ 法第22条の規定に基づき、学校はいじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。
- ⑥ いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修会等の充実を図る。
- ⑦ 児童生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- ⑧ いじめについて通報を受けた場合、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、（いじめが長引いた場合や学校での解決が困難な場合は、）その内容を大館市教育委員会に報告する。
- ⑨ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決および再発防止に向け、いじめを受

けた児童生徒を守り通すことを前提に、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。

- ⑩ 関係児童生徒や保護者の支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないよう、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ⑪ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして、対応する。また、児童生徒の生命、身体又は財産等に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。
- ⑫ 発達障害等のある児童生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童生徒の特性に応じた対応を図るよう配慮する。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者または学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、速やかに大館市教育委員会を通じて大館市長へ事態発生を報告する。

#### (2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、大館市が主体となって行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び経過については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

### (3) 調査結果等の取扱い

調査結果については、大館市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、大館市教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって、確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。

### **学校におけるいじめ防止等の対策のための組織**

#### 第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

### **いじめに対する措置**

#### 第23条 第2項

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

### **学校の設置者又はその設置する学校による対処**

#### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 学校の設置者又は設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。